

民間資金等活用事業推進委員会  
第24回合同部会

議事録

内閣府  
民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第24回合同部会議事次第

日 時： 平成14年6月4日(火) 12:30～14:40

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

### 1. 関係省庁からのヒアリング

第1部 財務省からのヒアリング

第2部 環境省からのヒアリング

第3部 防衛庁からのヒアリング

### 2. その他

#### 出席者

##### 【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員、  
阿保専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

##### 【説明者】

(財務省) 菅野理財局国有財産調整課長、羽深主計局調査課長、  
菊池主税局税制一課企画官、松浦税制二課課長補佐、  
谷口国税庁法人課税課課長補佐、梅本大臣官房政策金融課長  
(環境省) 竹本廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、  
海野廃棄物対策課課長補佐、高澤産業廃棄物課課長補佐、  
相川浄化槽推進室課長補佐、杉元自然環境局国立公園課課長補佐、  
築島自然環境整備課課長補佐  
(防衛庁) 齊藤防衛庁長官官房施設課長、鎌田防衛施設庁施設部施設企画課長、  
山本業務部提供施設課長

##### 【事務局】

竹内PFI推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
菅野参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

西野部会長 それでは、時間になりましたので開会致します。

本日は、関係省庁から第3回目のヒアリングを行います。財務省、環境省と防衛庁の担当者の方々にお越しいただいております。

本日のヒアリングは進行の都合上、議事次第どおり3部構成といたします。最初の1時間では財務省より資料1の説明を行っていただいた後、財務省に対する質疑を行っていただきます。

その後の30分間では同様に環境省より、資料2の説明をいただいた後、環境省に対する質疑を行っていただきます。

最後の30分間では同様に防衛庁からの資料3の説明をいただいた後、防衛庁に対する質疑を行っていただきます。

本日、ご説明いただく方々の所属等の紹介については、お配りしております資料で代えさせていただきます。また、それぞれの質疑終了後、説明者の退出があることをお許しいただきたいと存じます。

それでは、早速でございますが、財務省より説明をお願いしたいと思います。20分ぐらいでお願いいたします。よろしく、どうぞ。

財務省 財務省理財局国有財産調整課長の菅野でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料1としまして財務省提出資料をお配りさせていただいているかと思ひます。1枚めくっていただきまして、ご覧いただきますとわかりますようにレジユメ的な資料になってございます。詳細な説明を書いてございませんが、その辺はこれからお話しすることで補わせていただく形でご説明したいと思っております。

公務員宿舎整備に係るPFI事業の推進状況でございます。まず、背景の事情をご説明しておく必要があろうかと思ひます。一つは、公務員宿舎自体の大量の建て替え需要が生じてきているということがございます。現在、存在しております公務員宿舎であります。その多くが昭和30年代後半から40年代初めにかけて大量に建設されたものであります。これらにつきましては、年代からもおわかりになりますように、老朽化が進んできている状況にありまして、建て替えの必要が生じてきているわけでございます。

さらに、国有財産、とりわけ土地でありますけれども、これにつきましては効率的な使用が求められているところでございまして、建て替えるにいたしましても、かつて建

設いたしました宿舎の多くが、例えば3階建て、4階建てといった比較的の低層のものが多く中で、既存の宿舎を集約して、さらに立体化、高層化を図っていくことが必要なわけでございます。こう考えてみますと、ある程度規模の大きな宿舎を今後整備していくということになるわけでありませう。

一方、PFI制度につきましては、これはご案内のとおりでございますけれども、平成11年7月にいわゆるPFI法が成立いたしまして、9月施行、翌12年3月に基本方針が定められた。こういったことになっているわけでございます。

このような中で公務員宿舎整備にもPFI制度を活用することができるのではないか、こういった発想の下で、平成12年度に民間コンサルタント、これは実際には富士総合研究所でありますけれども、こちらの方にPFI方式による公務員宿舎整備の可能性について調査委託を行ったところでございませう。

別紙1というのが2枚おめくりいただきますと付いてございませう。こちらをご覧いただきたいと思ひませう。

本調査でありますけれども、今後、建て替え予定の合同宿舎についてPFI手法による事業化の検討を行うという可能性調査でありますので、やはりポイントはVFMが出るかどうかという点であります。

調査方法といたしましては、建て替えが見込まれる11住宅を一時的な検討対象といたしまして、書面と現地調査により事業化の可能性が高いと認められるものをこの中から4か所絞りまして、これらについてシミュレーションを行う。こういったものであります。

想定した事業条件といたしましては、まずBTO方式を基本として、施設所有権を分割して、毎年一定額ずつを購入するという方式を想定しております。さらに、BTO方式で取得費の支払いを分割にする、こういった場合も併せて試算をすることとなっております。

また、PFIの常道に則りまして、設計・建設・維持管理、これを一括してPFIで行うということでございます。

総事業期間でありますけれども、これは10年と設定してございませう。これは民間事業者のファイナンスにつきまして、コンサルタントに建設業者、不動産業者、商社、こういったところにインタビュー調査をしてもらったわけでありませうけれども、事業期間は10年

から 15 年程度のところが、特にファイナンスに係るところでやりやすい、といった意見があったことによります。

シミュレーションの結果でございますが、国の負担額につきまして、単純合計して従来方式と比較した場合。それから、割引率を用いまして、現在価値に割り引いて従来方式と比較した場合。実際には、別紙 1 の下から 3 分の 1 ぐらいのところに書いてございますけれども、割引率としては 3 通りを想定して試算を行いました。

結果につきましては、今から振り返りますと単純合計の試算というのはあまり参考にならないかもしれませんが、いずれにいたしましても割引現在価値ベースで見て、割引率をある意味では最も厳しいと考えられます長期国債表面利回り、これは 1.725% でありますけれども、このケースをもってしても 4 か所とも V F M がプラスで出るという、といった結果となったわけでありませう。

V F M 向上をもたらす要因としましては、設計・施工の一括発注、性能規定による発注といったことを指摘してあります。

さらに、下のアンダーラインが引いてある部分でありますけれども、所有権の分割購入ではなく、いわば純粋な B T O 方式と申しましょうか、こういったことで試算した場合には、当然のことながら固定資産税に関する負担がより軽減されますので、その分ですらに有利になるという結果になってございます。

また、資料には特に書いてございませんが、民間企業の参加意向の聞き取り調査も行いました。やはり参加意向は非常に強い。事業規模の点、それからファイナンスのしやすさという点、その辺が評価されたのではないだろうかということを調査結果には記載されています。

以上が公務員宿舎整備に係る P F I 方式の活用に関します、いわば準備段階の経緯ということでございますけれども、以下、13 年度以降のいわばスキームの具体化と予算要求、さらに P F I 法に定められた手続きといったものの実行になってくるわけでございます。

ページが元に戻って恐縮でございます。最初のページ、表紙をめくって 1 枚目のところになりますが、スキームの具体化と予算要求についてでございます。

まず、平成 13 年 4 月 6 日の緊急経済対策におきまして、公務員宿舎の建設について P F I の活用に積極的に取り組むということが盛り込まれたところでございます。

次いで、8月28日の都市再生プロジェクトの第2次決定でも、これはより具体的に平成14年度中の事業者選定に向けた所要の整備を行うとあります。また、10月26日の改革先行プログラムにおいても公務員宿舎整備について触れられているわけでございます。

これらの政府全体の取り組みというものがあるわけでありますが、いわばその一環として、平成14年度の予算要求を行ったところでもあります。基本的なモチーフは、民間の創意工夫の活用、それに伴います施設整備の効率化及び財政負担の平準化等々ということで、PFI方式を活用するということでもあります。

対象住宅は、先にご紹介いたしました委託調査において対象とした宿舎のうち、入居者が退去でき、平成14年度に着工できる条件の整う都内の3住宅を選定いたしております。

事業スキームは委託調査報告を踏まえ、国にとって事業性が高く、民間事業者サイドにとってもファイナンスなどの点で参入しやすいのではないかとということで、BTO方式、事業期間10年という設定となっております。

なお、一般会計の負担を軽減するために事業費の一部を特定国有財産整備特別会計により賄うことといたしまして、本PFI事業実施に伴い集約化され、廃止される宿舎敷地については用途廃止後に売却していく考え方となっております。敷地がさらに民間サイドで活用されることにより、ひいては都市再生にも資することになるのではないかと、こういった考え方になっているわけでございます。PFI事業そのものというわけではございませんけれども、全体の事業の広がりとしたしましては、こういった効果も考慮したところでございます。

民間施設の導入可能性と余剰容積の発生可能性でありますけれども、宿舎の配置、いわゆる配棟計画を当局におきまして仮に想定して、その設置戸数を決定する。こういったところでございますので、この配棟の仕方によっては若干の余剰容積が生じる可能性があるものと考えております。このため、基本的に民間事業者サイドに配棟のあり方といったところも含めて、いろいろアイデアを出していただく。その結果、何らかの余剰容積が発生する場合には、それを民間サイドで利用を可能とする、こういった考え方をとってございます。

また、民間アドバイザーとの契約でございますが、PFI事業を実施していくためには金融法務・技術等々の民間精通者の専門知識、ノウハウを一層活用していく必要があ

り、民間事業者等関係者の意見、意向を十分把握しながらスキームを具体化していく必要があるのではないかと考えたことから民間アドバイザーを採用したわけでございます。資料でございますように、昨年 11 月に野村総合研究所とアドバイザー契約を締結したところでございます。

実際、このアドバイザーの募集にはかなり多くの応募があったところでございますけれども、これまでの実績ですとか、あるいはいろいろな提案、こういったことを考慮して選定をしたところでございます。具体的には専門知識に基づく助言ですとか、書類・函面等の作成、民間事業者の意見等の聴取、こういったことを行ってもらっているところでございます。

さて、現状は、平成 14 年度予算で都内 3 住宅の建て替えにつきまして 207 億円の国庫債務負担行為の設定が認められたところでございます。

実施方針の策定・公表は別紙 3 をごらんいただければと思います。さる 4 月 26 日にこの実施方針を公表させていただきました。対象は赤羽・駒沢・池尻の 3 住宅、それぞれの概要は記載のとおりでございます。事業計画地は北区赤羽台、目黒区東山、世田谷区池尻。敷地面積は 2 万 4,000 平米、2 万 3,000 平米、7,000 平米。建設戸数 425 戸、376 戸、167 戸でございます。

この中で駒沢住宅と池尻住宅は、区は違いますが、国道 246 号線を挟んで北側と南側にあり、地理的に近接していることから、事業を一つのものとして扱っているところでございます。したがって、その実施方針も公務員宿舎赤羽住宅に係るものと、公務員宿舎・駒沢及び池尻住宅に係るものと二つになってございまして、別紙 3 の下の注にあるとおりでございます。また、池尻は規模も若干小さくなっており、こういった事情から一つの事業として扱った方が建設等の際に効率的になる可能性が高いのではないかと考えました。

事業方式は B T O 方式です。事業期間が、設計建設期間が平成 14 年 12 月から平成 16 年 11 月。維持管理期間がその後の平成 16 年 12 月から平成 24 年 3 月でございます。

次の民間事業者の創意工夫発揮のための配慮、特にこの点について留意をしてきたつもりです。評価については、価格及び価格以外の提案内容を総合的に評価するということ。それから、公務員宿舎整備事業以外の民間施設の併設等により実施する事業については、余剰地が生じる場合、民間事業者による余剰地の活用も提案に含めることができ

るわけでございます。

提案の審査は学識経験者、民間有識者等からなる審査委員会に諮り、できるだけ創意工夫が発揮されるように考えているところでございます。

今後のスケジュールは、予定といたしまして、今月末に入札公告、10月に落札者の選定、11月に契約締結といった運びを想定してございます。

前のページに戻らせていただきますけれども、民間からの質問・意見についてでございます。この実施方針に係る質問・意見を受け付けております。質問につきましては、5月10日までの間、受け付けたわけでございまして、民間事業者23社から約400問ほどの質問がございまして、回答をしております。

主な質問内容は公務員宿舎整備事業以外の事業、附帯的事業については、例えば附帯的事業を公務員宿舎の合築により行う場合、行政財産の使用許可で行う場合、さらに余剰地を生じさせるような場合、これらについて回答をしております。

具体的な評価基準については、さまざまな質問が内容的にはございます。例えば、附帯的事業による収益を評価する等々でございます。それから、埋蔵文化財、地中障害物等により発生するリスク分担についてということで、これらによる事業の遅延リスクというのは国において負担するという趣旨を回答しているわけでございます。

意見につきましては、5月いっぱいを受付ということで、10社100余りの意見がございました。

今後、どのようなことを考えているのかということでございます。一つは、まず現在進行中の事業の推進でございまして、資料にごらんいただきますようなスケジュールの予定に沿って進めていきたいと考えてございます。

一つには、事業のできる限り早い実施を図りたいという気持ちがある一方で、民間事業者サイドにも提案や、創意工夫を発揮してもらうための時間を配慮する必要があり、両面の事情があると考えてございます。

それから、次年度以降、基本的に今後も公務員宿舎整備に積極的にPFI方式を活用していきたいと思っております。本年度の公務員宿舎整備事業、あるいはその他いろいろな参考事例を研究しながら来年度以降に活かしていきたいと思っております。

また、後年度負担の累積でありますけれども、本件の場合、総事業期間が10年と期間が長いということもございます。やはり後年度負担のことについては、十分あらかじめ



考慮に入れながら公務員宿舎整備を図っていく必要があると思っているわけでございます。

それから、やや内部的な事情でございますが、首都圏以外での実施についてですが、本件は実施主体が関東財務局ということになります。関東財務局管外で行う場合には、もちろんほかの財務局で実施することになるわけございまして、今回事例を踏まえたさまざまなノウハウ等を他の財務局にも的確に伝えて、今後の事業につなげていく必要があると思っているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、現在の公務員宿舎事業に係る推進状況についてご説明させていただきました。

西野部会長 どうもありがとうございました。今のご説明に対する質問になりますが、今日は理財局のほかに主計局、主税局、国税庁からお見えになっておりまして、財務省に対するPFI一般の質問もかなりあるかと思っておりますので、まず、公務員宿舎の建て替えについて質問の時間をとり、その後、一般論の方にも少し質問を向けていただきたいと思います。

一応の時間としては1時30分ぐらいまで予定しております。よろしく願いいたします。

どうぞ。

A委員 3点ほど、質問させていただきます。

BTOで10年ということでございますが、民間の方でファイナンスをつけるという場合、資料でお書きになっていないので質問ですが、担保はどのようなものを想定されておられるのか。つまり物的担保がないということになるかと思っておりますので、どういう形の担保を想定されておられるのか。第1点です。

第2点は、試算ではありますが、バリュフォーマナーを算定されておられますけれども、民間事業者側のいわゆる適正利益を乗せて計算するわけございまして、このときの適正利益率は何パーセントで設定されているのか。2点目でございます。

3点目は、住宅でございますので、新しい官舎ができれば100%の入居になってしまうのだらうと思っておりますが、建て替えが進んだ場合という想定で、一般的に公務員宿舎のベイキャンシー、空室率はどのぐらいなのか。なぜそんなことを聞くかといいますと、今回はご案内のようにPFI法が改正されまして、民間事業者が収益事業を行政財産の

上で行うことができる。本件でも収益事業を並行してできるようにお考えですが、都心の一等地に住宅をつくりますと、マンション形式になれば高級マンションになるのだろうと思いますけれども、公務員住宅の空室を民間事業者が賃貸なり何なりで利用しますと、ベイキャンシーとの関係で、柔軟に民間部分と官舎の部分を調整できるというメリットが考えられるかと思えます。そういう意味でのフレキシブルな利用をこのPFIを通じて考えられるのかどうかという意味合いで、一般的なベイキャンシーをお尋ねしているわけです。つまり有効利用を現実にとどのぐらいなさっておられるのかということが、3点目でございます。

財務省 十分にお答えできるだけの準備があまりないのでございますが、最初の担保の想定でございます。具体的にこれを担保にという想定があるわけでは必ずしもございません。担保につきましては、どのようなファイナンスのスキームを描かれるのかということも含めて、民間事業者のサイドでお考えいただくということになるかと思っております。国の支払い自体はもちろん契約の中でされるわけでございます。

A委員 そうしますと、債権について質権設定なり何なりを許諾するのかどうかということになるかと思えますが。

財務省 その点につきましては、まだ結論が出ていないようでございます。検討中ということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、VFMでありますけれども、適正利益に関しましては、富士総研の研究の中ではたしか約20%を想定していたかと思えます。

それから、空室率でありますけれども、今、データを持ってございません。若干把握が難しいかなと思えます。今後、公務員宿舎整備でどのような形でやっていくかということですが、例えば都心の地区、特に3区でありますけれども、港区、千代田区、中央区、この3区に関しましては今後、公務員宿舎整備は行わない。危機管理用という意味で例外はございますけれども、基本的にこの3区にて公務員宿舎整備は行わない。したがって、現在あるものも今後、老朽化して使えなくなってくれば、順次、廃止をしていくことになっていこうかと思えます。よって、徐々に廃止となる宿舎が増えれば、当然のことながら空室は増えてまいりますし、一概に空室率ということで宿舎の使用状況を把握するのはやや難しいのではないかという感じはいたしているところではございますが、ちょっと事情だけ。いずれにしましても、今データを持ってございませんので、

お答えはできかねます。

B 専門委員 事業期間の終了後のことに関して、2点ほどお伺いしたいのですが。官舎という性格から、維持管理の負担が増してくるのは、むしろ10年以上たってからのとも考えられるが、関連して、創意工夫をなるべく発揮するというのは、建設段階で維持管理費用がなるべくかからないようにするということかと思いますが、10年を経過した後、例えば当初の維持管理を請け負った事業者が、その後、継続して維持管理を続けるといったようなことに関して、可能性が残されているのか。また、どういう条件を満たせば継続できるか、または継続されなくなるのかという点に関してお伺いしたいのが1点目。

もう一つは、民間施設の併設をした場合、事業期間の終了時、施設の継続的な営業という可能性も残されているのかどうか。または、完全に初期の状態に戻して返還するといったようなことになっているのか。その2点に関してお伺いしたいと思います。

財務省 まず、維持管理の方でございますが、事業期間は10年、平成24年3月まででありますけれども、先ほど申し上げましたように、この10年という期間は基本的には、特にファイナンスがつくかどうかによるところが大きいのだらうと思います。事業者の方々がむしろ参入しやすいようにということから設定したものであります。

事業期間終了時点で維持管理を担当されている業者の方が引き続きできるのかどうか。いずれにしても終了時点で維持管理を外注するとなれば、また一つ契約を締結することになるかと思しますので、いわゆる随意契約で、ある社を特定して契約する。そうでなければ競争入札ということになるという差なのだらうと思います。その時点でどういうシチュエーションが生じているのか、もちろん、今の段階でにわかに申し上げにくいのですが、一般的にはおそらく現行法にいう随意契約の条件というのはなかなか満たされていないのだらうかという気がいたしまして、そういう意味で新たな契約を結ぶ場合には、競争入札ということになっていくのではないかと。想像の部分も含めましてですが。

それから、併設される民間施設であります。国から土地の貸付を受け施設を使っているとしますと、原則は現状復帰して返還ということになるかと思えます。

本スキームでは、余剰容積が出た場合に、例えばある土地を切り売りしてはどうかという提案も受け付けようと思っているところでございます。この場合、もちろん純粋に

民間の施設になってしまいますから、事業終了後に国へ返還ということは生じないことになろうかと思えます。

Ｃ専門委員 日ごろから気になっていたことですが、従来の公共事業では、費用がかかり過ぎた、納期に間に合わなかった、あるいは性能が思うようになかったという時に、契約上、何も謳っていない、あるいは誠意を持って官と民が話をするといった内容になっていることが多いと思うのです。

ところが、PFIとなると、それらリスクはすべて民の方で取ることを前提に入札に臨まなければならない。私が見ている限りはほとんどだと思うのです。そういうことがないように提案しろと言われればそうですが、もしそのようなリスクが顕在化した場合、従来型であれば民が負担するか、公が負担するかわからないものが、PFIでは民が負担している。ということは、財務省がここに算定されたバリュフォーマナーは実はもう少し高くなる可能性があることをご認識されているのか、あるいはそれに対してどう対処をされるのか。これが1点。

もう1点は、余剰容積ができたときの合築の話が、合築によりもうかった部分を財政負担の軽減に回せというのは論外ですが、PFI事業ですから、宿舍であれば、官との同居にふさわしいものしか入らないはずです。合築部分がうまくいかなかった場合、合築部分を買るとしても、なかなか売りにくかろうと思うのです。そのときに公の方としては、どう対処されるのか。あるいは何もしなければ、PFI側だけ管理していても、民間側には空き室があるだけで非常に不安な状況だってあり得ますから、この辺についてご意見を。以上、2点お願いします。

財務省 ご指摘のバリュフォーマナーの計算は、12年度に行った調査だと思えますが、実は12年度の調査はバリュフォーマナーと言いましても、特定事業選定のためのバリュフォーマナーの計算ではございません。リスクの分担をどうするかとか、それほど詳細に詰めた形のものとはなっていないかと思えます。

そういう意味では、今後、事業を実際に進めていく上で、リスクをどちらが負担するのかということを含めて、詳細に詰めていく必要があるかと思っております。

先ほどリスクが生じた場合に民の方が負担しろということがあるというご指摘だったと思えますけれども、実際にどうなるのか。今後、契約書を詰めていく中でリスク分担をどうするのかということも、詳細に詰まっていくと思えます。そういった中で民間事

業者サイドのご意見も踏まえながら、考えていく必要がある。

また、例えば維持管理について、十分に行われているのか、行われていないのか。この辺もモニタリングをしっかりと行い、できるだけ透明な形でモニタリングができるような工夫もしていく必要があると思っていますところでございます。

C 専門委員 リスク分担を明らかにするタイミングですが、優先事業者を選定してからではちょっと遅いかなと思います。というのは、公募の段階でリスク分担はどっちだと言わないと、私は金融機関ですが、いざとなれば余剰資金が出ることを想定してご融資する場合と、そうでない場合というのは随分コストが違ってくるのです。ですから、はっきりリスク分担を決めるのがいつだというのは難しいでしょうけれども、適切な時期に、リスク分担を決めていただければ非常に幸いです。

財務省 今のご指摘の点に関しては、基本的に優先事業者の決定は落札であります。それより前の段階でできるだけ詰めていくということになるかと思えます。

それから、併設される事業に関しまして、これはご質問のご趣旨を、もう一度。

C 専門委員 併設する事業がうまくいかなかった場合ですが、民間が併設する事業をきちんと支障なくだれかに譲り渡せるのか、あるいは譲り渡されなかった場合、そのまま空き家であれば空き家として置いておくというのは非常に難しいと思うのです。ですから、併設する事業の内容は当然事業者を募集されるときに、是々非々を判断されると思うのですが、突き詰めてみると、大きなリスクをはらむこともあり得るということをご公の方もしっかりと認識されているのでしょうか、という、一つのメッセージです。

財務省 確かに合築型で、民間に附帯的な事業をしてもらうにあたり、いろいろな意味でリスクがあり得ることは認識しているつもりでございます。

リスクの存在自体、要するに空き室みたいなものができてしまうことと、それからそのリスクをどちらが分担するのか、負担するのかということと、問題が二つあるのかなと思います。

前者については、そういうリスクを認識するという事だと思えます。後者につきましては、ある意味、理屈としてどちらがリスクを負担するべきなのか、契約の中ではつきりさせていく必要があろうと思っております。

A 委員 今の点について関連してですが、先ほどのお話でバリューフォーマネーの計算は12年度の作業だとおっしゃっておられましたが、平成14年4月26日に実施方針を

公表されている。これは特定事業として選定されるということが前提だと思いますが、特定事業選定についてのバリュー・フォー・マネーの計算はなされておられるのか。

第1点でございます。

第2点目は、今の担保のところと関係してくるのですが、破綻した場合に、例えば合築した上物の一番上部の部分を民間事業者が持っていた場合に、破綻すれば強制執行なり、抵当権の実行なりが出てくる。そうすると、底地の所有者である国が借地契約についてどういう条件をお付けになられるのかをあらかじめ設定される必要があるのだろうと思いますが、どういうふうにお考えですか。

この2点でございます。

財務省 まず、本件事業に関するバリューフォーマネーは、現在計算しているところでございます。特定事業の選定の公表のときに公表する予定でございます。

それから、後段のいわゆる破綻等の、借地権等の扱いにつきましては、今後、詰める予定でございますけれども、破綻等に国としてちゃんと権利を主張できるのかということとは、契約の中ではっきりさせる準備を現在しているところでございます。

D委員 赤羽、駒沢、池尻というのは比較的周辺が発展している。常識的に考えますと、賃貸料は一般の同じような住宅に比べて安いのではないかと。合築施設に住宅をつくって民間へ貸すとしますと、断然民間の住宅より安くなるので、民間の住宅事業を圧迫する可能性があると思いますが、そういうことはお許しになるのでしょうか。

財務省 実際には先ほど言いました仮にという配棟計画ですけれども、建ててみたときに、実はどのぐらいの戸数が稼げるかということは、容積率よりも日影規制がはるかに強く効いてまいります。そういった関係から、ある程度の余剰容積は出てくる可能性はあるかと思いますが、そんなに極端に出てくるわけではないかなと思っております。

ちなみにどのぐらいの高さの建物を考えているかということですが、日影規制等を考慮いたしますと、例えば駒沢あたりですと14階建てとか、その程度のものになるのかなと思っているところでございます。

ちなみに駒沢にいたしましても、池尻にいたしましても、あるいは赤羽、赤羽はすぐ向いが公団住宅、これも実はかなり老朽化が進んだ、おそらく、そう遠からぬうちに手を入れなければいけない公団住宅ですけれども、周りに高層の住宅はあまりない。わりと低層の一般の住宅地になっている。そんなロケーションでございます。

E 専門委員 3点ほどお聞きしたいのですが、今回の公務員宿舎のサービスレベルはどのように想定されているのでしょうか。池尻住宅、駒沢住宅、赤羽住宅については知りませんが、私は二つくらい入ったことがございます。一般的に見てもかなりしんどいといえますか、かなり厳しい環境であったように思います。

その中で、今回、広さも含めて、どういうレベルのサービスを考えておられるのかということで、特定事業の選定の際のバリュー・フォー・マネーの計算にも影響が出てくるのかなと思います。

もう一つは、先ほど、バリュー・フォー・マネーというのが一般的に一括発注だとか性能発注によって生じるという漠然としたお話がありました。公務員宿舎の場合は居住者に現状復帰を義務づけているのが一般的かと思いますが、その費用をどういうふうに考えるのかでかなり変わってくるのではないかと思います。経験上、かなり非効率な維持管理がなされているのではないかと考えております。

それと関連してですが、公務員住宅の使用料も含めて、どこまで国が直接面倒をみるのか。あるいは、受益者負担で考えるのか。それに合わせてサービスレベルをどう考えるのかということに関して、基本なお考えを知らせていただければありがたい。

財務省 サービスレベルについて具体的にお話するのはなかなか難しいわけですが、基本的には、今、あまり程度がよくないというご指摘がございましたけれども、現在ある公務員宿舎で、いわばその管理者として国が提供しているサービスを想定しているということでございます。

それから、VFMに関しまして、現状復帰ということでございますが、ご指摘は現状復帰があるとVFMの値に影響が生ずるということでしょうか。

E 専門委員 基本的には、本人負担の部分と提供者負担の部分があると思いますが、その中でどこまでをバリュー・フォー・マネーとしてこの場合お考えなのかということをお教えいただきたい。

財務省 現状復帰をどこまでやるのかというのは、確かに管理人のチェック能力にかかってくる問題もありまして微妙なのですが、基本的には現状復帰はその入居者の負担で今後ともやってもらうという考え方になると思います。

ただ、そのことがバリュー・フォー・マネーの値に何か影響を与えるのかということ、直接的にはあまりないような気がいたします。お答えになっているかどうかわかりませ

んが。

あと、使用料でございますが、宿舍の使用料は考え方が法律の中で決まっております。基本的な考え方はその宿舍を建設する建設原価を全体の使用を想定する期間で按分する。そういうことで使用料を決めて、それを国として徴収する。こういった考え方になっているわけです。使用料については、基本的に変わらないと思っております。

西野部会長 いろいろご議論あるかと思いますが、財務省の様々な担当の方が来ておられまして、PFIそのものの本質論の議論もあると思います。まず、F専門委員から、それからG専門委員、H専門委員、お願いします。

F専門委員 財政当局としてということと、税制当局としてという二つの観点から質問させていただきたい。今日の説明資料の中で固定資産税の負担の話がありました。地方自治体がPFIをやるときは、国税の収入は基本的に考えない。国がやるときは地方税の収入は考えないということで計算されるということになると思うのですが、広く財政ということを考えて、その辺も考慮しながらPFIのプロジェクトを進めていって、広い意味での財政の負担が減るような形での推進をしなければいけないのではないかと意識がありまして、その辺で何かお考えがあればお聞きしたい。

一案としては、例えばその増減を地方交付税の交付金に反映させるようなことも手段としてあるのかなとは思いますが、その辺の財政当局としてのご意見、ご見解をお聞きしたい。

それから、今までヒアリングをさせていただきまして、民間事業者から出てきている意見がいくつかある中で、税制当局としてのご見解をお聞きしたい部分がございます。一つが修繕についてです。箱物が多い中で一定期間経った後に特別修繕が行われますが、その修繕費について税務上のメリットをとれないままプロジェクトを終了してしまうという点が1点。

もう1点が、PFIの事業期間と税法上の償却期間が違ふことによって、最後、売却損が大きく出てしまうが、最終期には利益が出ていないために損失を損金算入できないので、結局、PFI事業者の税負担が大きくなり、地方自治体がPFIを実施する場合に支払う金額が結果的に大きくなってしまふということもお話として出ています。

まず修繕引当金については、PFIに関する手当ができるような方策はないのかというのが一つ目のご質問です。



二つ目が、減価償却の問題です。これは現行法制の中でもリースの考え方で、売買処理をとって、なおかつ長期割賦の処理をとれば、減価償却の問題は解決するように思われるのですが、その辺を地方自治体の方が十分ご理解していないので、仕様書の中に十分反映されていないという問題が起きていると思いますので、教育的な対応をしていただく。当局としての見解をいろいろお示しいただくというのが1点。

それから、実際にプロジェクトが起きた場合に、当局にいろいろとご質問に行かれると、ご対応が結構いろいろ出ているようで、混乱を生じているのが実態です。その辺も統一的なご対応をご検討いただけると、地方自治体やPFI事業者にとっても非常に助かるという点があるのですが、その辺についてのご見解をお聞きしたいという点です。

財務省 私は主計局の調査課長の羽深と申します。多分、ご趣旨は自治体がPFIで建物を建てたときに、例えば固定資産税がかかる。私は地方税が必ずしも専門ではないのですが、国とか地方自治体の所有分は多分固定資産税はかからないと思うのですが、民間の部分にはかかるので、それが負担になる。

F 専門委員 申し訳ありません。BTOの場合ですね。

財務省 BTOの場合ですね。BOTで施設の所有者が国や地方でない場合に税金がかかるという問題は、いろいろなところからもご指摘があって、一次的には税制の問題だと思います。特に地方税ですので、総務省になるのですが、それを歳出面で、例えば交付税で措置するかどうかということになりますと、これも一次的には地方交付税は総務省が所管しているので、我々としても何か考えなければいけませんけれども、一次的にはまず総務省に考えていただく。縦割りみたいで申し訳ありませんが、私がここで軽々に申し上げられませぬので、そういうことだと思います。

財務省 主税局税制一課で企画官をしております菊地でございます。私の方から総論的なことをご説明しまして、あと個別の2点については、担当の方からご説明させていただきます。

まず、PFI事業と税の関係ですが、確かに国と地方公共団体は主体が違うというところで、税の取り扱いがどうしてもクロスしてしまう部分があるのは事実だと思います。

我々といたしましては、聞くところによりますと総務省もそうだと思うのですが、税制上の取り扱いがどういう形でネックになっているのか、具体的な事例を提示していただいて、それについて議論、相談させていただくというのが一番現実的な方法かと考え

ております。

と申しますのは、P F I 事業は、方法にいたしましても、また実際のプロジェクトごとに非常に多岐にわたっておりますので、なかなか一つの枠組みの中におさまらない。あるいは、逆に言うと一つの枠組みに押し込めるのが果たしていいのかというのもあると思いますので、そういった意味で個別の具体的な事例で、本当に大変なことがあれば教えていただく、そういう形を積み上げていくというのが現実的なのかなと考えております。

もう1点ありますのは、このP F I と税制に関して、我々自身は民間事業者の方から直接というよりは、その担当の省庁の方から話を聞く機会が多いのですが、P F I 事業の進め方のボトルネックになっているかどうかというよりは、どちらかというともバリュー・フォー・マネーの計算の際に、本来であれば財政支出も財政収入も全部勘案したところで算出していただくはずなのに、例えば特定の税の負担がなければ、もっとバリュー・フォー・マネーが出やすくなるということを伺いまして、それはある意味でP F I 事業そのものの本質からいうと、しっくりこないところがございます。

他方、今、お話に出たような特別修繕引当金の話ですとか、減価償却の話、これは我々も聞きますので、今の考え方を担当から具体的に答えさせていただきます。

財務省 税制二課の松浦と申します。先生の方からご質問のあった特別修繕引当金に関してですが、今、菊地から申しましたように、結局、これも個別の事業においてどういう修繕があるかということを検討しないと、なかなかお答えをお示しできないということだと思います。

非常に一般論で恐縮ですが、よくご存じだと思いますが、特別修繕引当金というのが平成10年までございまして、法人税の課税ベースの拡大という考え方の下でこれが廃止されたという経緯があります。現在、租税特別措置で特別修繕準備金という形で一部の業界が利用できるものが残っておりますが、これ自体も税制当局としては非常に問題のある制度だと思っておりますので、縮小の方向で考えております。

こういう中で結局、特別修繕引当金をP F I に認めるということを税制全体の中でどう考えるかということはず一般論としてあります。他方で、今、菊地が申しましたようにP F I 推進の観点から個別事業でどういうところが困っていて、どういう施策をとれば推進できるかというのは、個別事業の話になると考えております。

国税庁 国税庁でございます。リースを行った場合や、あるいは延べ払い条件付きの譲渡が行われた場合の税法上の取り扱いのお話が出ましたが、取り扱いそのものは現行の税法に非常に明確に書いてございます。ただ、新しいPFIの事業の中で、どういう形で行われるのか。その辺が十分わかっていないところがひょっとしてあるかもしれません。

もし、具体的なスキーム等々がございましたら、ご照会等をいただければ検討させていただきたい、かように思っております。

G専門委員 2点だけお聞きします。情報公開について、現在の財務省のスタンスをお聞きしたい。現在、PFIにつきましては地方自治体ではかなり情報公開されているわけですが、すでに財務省はPFI事業を始められておりますが、国の場合には本来、率先して情報公開すべきだと思いますが、情報公開があまり進んでいないのではないのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいというのが第1点。

それとともに、今、現行の会計法・予決算では必ずしも明確に規定されていない課題がPFIの手法にあるのではないかということが議論されているわけですが、どういう整理がなされているのかお聞きしたい。具体的には入札手続きの問題、それと、落札者と契約者が契約上、主体として異なる場合の制度上の課題。それとともに入札保証金のあり方等です。こういう課題は経済合理性のある考え方で現行法の枠内で、あるいは解釈・運用によって問題解決が図られるのでしょうか。

財務省 今の情報公開の件でございますが、これは具体的な事業に関してということでございますか。

G専門委員 そうです。

財務省 私どもといたしましては、できる限り公開をさせていただいていると思っております。どんな事例がよろしいのでしょうか。実際、今回の実施方針、これはもちろん法律上の手続きでありますから公開するのは当たり前でありますけれども、公表しております。

G専門委員 地方自治体では民間事業者とのやりとり、質疑応答等をすべて公開しています。どういうやりとりでどういう判断をしたのか、その説明責任まで地方自治体は担われているわけです。

財務省 例えば、実施方針に関する質問とその回答もインターネット上も含めて公開

しておりますし、かなりやっているつもりでございます。

財務省 予決令関係ですけれども、確かにPFI方式では、普通の一般競争入札だけではなくて、例えば総合評価方式などいろいろな新しい方式が出てきているというのは我々も承知してまして、そういうことも踏まえて、今の会計法、予決令の中で特段困っているという話は我々は直接には伺っていないのですが、何かあれば、またそれはすぐ対応したいと思います。

H専門委員 公務員住宅に絡んでの話なのですが、一般論に結びつけてお伺いします。先ほどVFMの話が何回か出ておりまして、皆さん、何となくクエスチョンマークだったような感じも、聞いている方でもはっきりしなかったようなニュアンスがありますが、先ほど維持管理の話も出ていて、中の修復義務という質問がございました。私の方でも実施方針を読ませていただきましたが、理解していますのは、今回の維持管理、運営の範囲というのは非常に限定されていて、共用部分の一部の管理を除き、外構等についてもすべて住民の組合がなさると伺っています。すなわち、民間事業者側が行う維持管理・運営は非常に限定されているというのが全体のスキームだと思います。

今までのいろいろなヒアリングで出てきた指摘の中で、いわゆる初期投資額と維持管理・運営費の比率が最低でもフィフティ・フィフティぐらいほしいという自治体のご意見もありました。

一方、民間事業者から見ると、やはり1対2とか、運営の方がもっと多い方がバリュー・フォー・マネーも出やすいし、工夫もしやすいというのが常識だと思います。

一例として、現在進行している病院等のPFIでは1対4とか5、あるいは7という割合になっており、維持管理の期間だけではなく、内容によって工夫の余地が出ているというのが実情だと思います。

今回の公務員住宅を拝見する限りにおいては、直感的ですが、初期投資との比例でいけば1対0.2とか、特に10年という短い期間ということもありますから、バランスとしては非常に悪いことになってしまうと思うのです。

さはさりながら、本来、PFIの先頭を進んでいただくべき財務省がようやくPFIに登場していただいたので、我々としては大変期待しているのです。今後、継続的にPFIをされたいという話もございましたが、今回の案件は別にして、次のステップとして財務省がPFIをお考えになるとき、今申し上げたようなことを把握した上で、まず

公務員住宅の場合はどういうことをお考え得るのか。あるいは、住宅はそもそもVFMが非常ににくいと我々民間側では考えております。したがって、住宅以外にどのようなものを財務省がPFIとしてお考えになるのかということをご一般論としてお聞かせいただければと思います。

財務省 後段のお話に関しましては、財務省で整備している施設はどうしても宿舎が中心になってまいりますので、他の事業というのは他の省庁でいろいろお考えになっているのかと想像いたしております。

前段に関しましては、今ご指摘の中にもございましたように、宿舎というものの性格上、維持管理あるいは運営といった部分のウエートが建設に比べてどうしても少なくするという傾向があることは、宿舎自体の性格からある程度仕方がないのかなという感じもしております。

あと、実際の公務員宿舎の維持管理・運営において、維持管理という言葉も一般用語としては幅が広いですが、国として行う部分と、そこに居住する人が自治会などをつくって行う部分があり、どこで線を引くのかということなのだろうと思いますけれども、実際に国ができる部分というのは、ある意味では国のする行為でありますから、限界があるということもご理解いただきたいということでございます。

西野部会長 時間が過ぎておりまして、あまり延ばしますと、あとの省庁の方にご迷惑をかけるのですが、実は民間からいろいろな質問や意見が出ておりまして、そのいくつかだけはぜひお聞きしたいと思います。

一つは補助金のことをI委員からお願いします。

I委員 補助金について一般的なことをお伺いしたいのですが、イコールフットィングという考え方の下、補助金にどう対応するかについて、前々回ですか、国土交通省の方のヒアリングのときに、自分たちはしたくても、財務省協議がなかなか大変でできないというお話がありました。実はその後、部会長と私のところに係の方から話がありまして、そういうことはないというような話がございました。

確認ですが、補助金適正化法を所管なさっていますが、財務省としては本当にイコールフットィングできるということで了解してよろしいか。そのことについて1点。

A委員 具体的に事例を挙げた方がわかりやすいので、BTOで無償譲渡とした場合、通常、BOOですと持っていれば、税務上の影響をなくするために圧縮記帳ということ

が考えられるのでしょうか、譲渡を前提にしますと、普通は特別勘定ということになるかと思いますが、税務上の負担が生じないような措置をお認めになるのか。こういう質問になるかと思えます。

財務省 まず、各省庁に対しては、財務省としてもイコールフットイングを積極的に図った方がいいということで進めています。ただ、今の税金の問題はそれとはまた別でございます。そこは税制の問題としてきちんと整理する必要があるということだと思います。

西野部会長 あと、日本政策投資銀行の無利子融資について、ある時期にきちっと説明をしていただきたいという問題が大分出されたのですが、これについてはJ委員にお願いします。

J委員 ヒアリングの中で出たのですが、無利子融資を予定している事業について、具体的に協議ができない段階で低利融資を前提として提案を検討しなければならず、ある意味ではリスクが大きいのではないかというご指摘があります。

例えば、入札の説明時にその取り扱いを示すなどいろいろ工夫ができないかという意見がヒアリングの中で出てきたのですが、これについてはいかがでしょうか。

財務省 政策金融課長をしています梅本です。我々は政策投資銀行を監督している立場で、PFI事業を後押ししております。最近、非常に積極的にPFI事業に対してアドバイジングあるいは融資をしているということですが、まず無利子融資については、まだ対象事業がはっきり固まっていないということだと思いますが、一般的に政策投資銀行の融資は長期、固定、低利であり、具体的にいつ融資をコミットするかという問題がまずあるかと思えます。

特定の事業者に融資をコミットすることは当然できませんので、今やっている方式といますのは、LOI、いわゆる関心表明を地方自治体にレンダーとして出す。それを地方自治体が入札候補者にお知らせするという形で、政策投資銀行のスタンスをある程度明らかにしつつ、融資の期待を抱いて入札していただくということで、今進んでいると聞いています。

したがって、もし何か具体的な案件等あれば、政策投資銀行等に相談いただければ、ある程度のスタンスはお示しできるかなと思っております。

西野部会長 どうもありがとうございます。

D委員 一つお聞きしたいのですが、先ほどから税については個々の案件をお持ちいただければ相談にのれるということですが、モデルを計算するというはわりに簡単でございまして、私自身も一つのモデルで計算したのですが、場合によっては事業費の20%ぐらい税金がかかる。逆に言うと、20%ぐらい創意工夫で安くしないとVFMが出ないということが計算上出ます。モデルによって変わりますが。そういうモデルで相談にのっていただくというのは可能でしょうか。

財務省 一つの方法だとは思いますが、モデルの話というのは前提の置き方でその先のストーリー展開が違ってくるような気がいたします。そういった限界というのはあると考えます。

あと、一つ思いますのは、今のお話も言うなれば、その分の税金がなければバリュー・フォー・マネーがもっと出るというお話に立っていらっしゃると思うのですが、税金の負担も含めて、それこそ国が税収としてもらうのであれば、それもちゃんと勘案して差し引いてという形で、全体として、国が直轄でやるのがいいのか、PFIでやるのがいいのか、あるいは、民間からの賃貸でやるのがいいのか、複数の政策手段のうちどれがまさしく有効なのかというのを選択するということだと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、税の負担を減らせば、PFIでもっといろいろなことができるのだというのは、ネットで考えれば、補助金が出ないとバリュー・フォー・マネーが出ないということと一緒です。そこはPFIという考え方から言って、本来あるべき姿はどこにあるのかということから、さっき私はしっかりこないという表現を申し上げたんです。

F専門委員 今のご発言ですが、国と国であれば確かにそういう議論が成り立つのですが、先ほど私が申し上げましたように地方と国という問題になるとどうか。

財務省 一つだけ言わせてください。先ほどBOTとBTOの違いについて議論がありました。一定期間、民間が所有して、その間、所有することによっていろいろな果実が生まれ、あるいは権利が保護される。そういったところまで考えたときに、所有権がどこにあるのかということで、いろいろな取り扱いが違ってくるということがあり得ると思います。そういうところも踏まえて、もしBTOとBOTでバリュー・フォー・マネーに何らかの違いがあるのであれば、まさしく有利な方を選んでいただくということだと思います。

そういった意味で、所有権がどちらにあるのかという観点から、所有することによって得られるいろいろなものをどう考えるかというのが、一つの論点としてあると思います。

D委員 もう一つ、入札関係で資格審査と入札とツーステップになると思いますが、今、大手銀行や建設会社ですら、いつつぶれるかわからないという状況で、30年とか20年という長期の話になりますと、資格審査の際に、ものがつくれるとか、運営できるということだけではなく、提案内容がいいか悪いかというのがかなり大事な要素になってくると思います。総合評価一般競争入札にかける前に内容についてもかなりの審査ができるといいというのが民間側の希望でございます。

一つには、本音を言いますと、入札に非常にお金がかかるものですから、最終入札者の数をあまり多くしたくないということなのですが、その辺はいかがでしょうか。これで終わりにしたいと思います。

財務省 ご指摘はごもっともだと思いますが、一方で、世の中の一般的な風潮は、入札はオープンにして、あまねくいろいろな人に参加いただくということであり、それとの兼ね合いをどう考えるか。

ここは事実上どのように選定するかということの中で、各省庁にも見ていただきながら対応していきたい。確かにおっしゃることはごもっともだと思います。

西野部会長 大変長くなりまして、他の省庁の方にも財務省の方にもご迷惑をかけました。どうもありがとうございました。

(財務省退席)

西野部会長 お待たせしまして、大変恐縮でございます。環境省からの説明をお聞きしたいと思います。

10分程度でご説明いただければと思っております。  
よろしく願いいたします。

環境省 環境省廃棄物リサイクル対策部の廃棄物対策課長をしております竹本でございます。環境省のPFI事業への取り組みについて、資料2というものを用意させていただいておりますので、これに沿ってご説明をしたいと思います。

環境省におけるPFI事業の取り組みについては、廃棄物処理施設の整備、自然公園の整備、合併処理浄化槽の設置など各分野で取り組み、検討を行っておりますが、具体



化しておりますのは、廃棄物処理施設の整備についてでございます。その辺につきまして中心的にご説明したいと思います。

2の廃棄物処理施設関係ですが、家庭から出るごみなどを中心とした一般廃棄物を処理する施設、それから法令によって特定されておりますが、事業活動にともなう出る産業廃棄物を処理する施設、の2つに大きく分けて考えてございます。

一般廃棄物処理施設につきましては、実はPFI法の施行の前、平成10年度補正予算から第3セクターなどの事業者が行う整備事業に対して国庫補助制度を創設しております。4件ぐらいの事例がすでにごさいます、この実施に向けて着々と進んでいるところです。

平成12年度以降はPFI法に基づく事業に対する補助制度を創設いたしまして、選定事業者に対する補助をやってきております。具体的に四つの事例が現在動いております。

第1が秋田県大館周辺広域市町村圏組合の事例でごさいます、大館市など1市2町の一部事務組合が事業主体となって、資料に書いてあるような規模のごみ焼却施設を整備しようということで、事業方式はBOO、サービス購入型であり、実施方針は平成12年12月にすでに公表されております。現在、落札者と契約締結に向けて交渉をしているところでございます。

それから、倉敷市の事例でごさいます、これもごみ焼却施設であります、この特徴は一般廃棄物の処理と下水道汚泥でありますとか産業廃棄物を合わせて処理するという、一廃と書いてありますが、一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれを受け入れ、ガス化溶融方式という形で処理していこうということでございます。

BOO方式で、産業廃棄物については料金を取って事業を行うので、ジョイントベンチャー型であり、実施方針は平成13年5月に公表しております。現在、施設の建設に向けて準備をしているところでございます。

次のページでごさいます、愛知県の田原町など3町が共同して行うものであります、ごみを固形燃料化し、RDFといいます、それでもって発電を行うという施設であります。BOT型で、サービス購入型。実施方針の策定は平成13年9月であり、現在、民間事業者の選定手続き中ということでございます。

一般廃棄物の最後の事例は北海道の留辺蘂町ほか2町が廃棄物の埋め立てを行う最終処分場の施設整備であります、BOT型、サービス購入型で平成13年10月に実施方

針を公表し、現在、落札者と契約締結に向けて交渉中となっております。

以上が一般廃棄物処理施設でございます。

産業廃棄物処理施設でございますが、産業廃棄物については実際に産業廃棄物を出した排出者がその処理の責任を負うというのが原則でございますが、広域的に処理を行う場合に都道府県であるとか、保健所設置の市が関与する、こういう仕組みがございます。このような公共関与の施設に対して補助金が出るわけでありましたが、P F I法の制定以降、補助の対象にP F I選定事業者を追加しまして、P F I事業者に対しても補助ができるような仕組みを整えております。

それから、今年度からはモデル的整備事業を拡充しまして、先ほど申し上げました広域的な公共関与の廃棄物処理センターでなくてもP F Iの選定事業者に対して、補助対象にできるという仕組みができております。

次のページでございますが、倉敷市は先ほど申し上げたとおり、産業廃棄物についても受け入れをしているということで再掲になりますが、産業廃棄物の観点から同様の形で進んでおります。

それから、の彩の国資源循環工場整備事業でございますが、これは埼玉県単独事業でございますが、国費補助の対象ではございませんが、県の方が独自にP F I方式を導入して、産業廃棄物をガス化溶融方式によって処理していくものであります。B O O方式、独立採算型ということで、平成13年11月に実施方針を策定公表しているところでございます。現在、落札者と契約締結に向けて交渉中ということでございます。

最後に2件ございます。合併処理浄化槽についてもP F Iを活用した仕組みを補助対象とする枠組みを用意させていただいておりますが、まだ具体的に自治体から要望が上がってきておりません。引き続き地方にも呼びかけながらやっといこうとしているところでございます。

自然公園についても平成13年度にP F I推進費を活用させていただきまして、実際の導入の可能性などについて検討したところでございます。引き続き、導入に向けて検討していくこととしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

西野部会長 どうもありがとうございました。それでは、ご自由にご質問をお願いします。

I委員 事業主体について廃棄物処理法の関係でお伺いしたいのですが、一般廃棄物についてはそもそも事業主体が組合や市町村になっていて、サービス購入型ですので、要するに、廃棄物処理法上の事業主体は市町村であって、選定事業者からサービスを購入するという形ですね。そうすると、住民に対しては、施設整備を行うPFIの選定事業者と事業主体である市町村、についてどういうふうに整理していらっしゃるのか。つまり、どちらの顔が住民には出るのかをお伺いしたい。

産廃の方は、平成14年度からモデル的整備事業を拡充し、PFI選定事業者自身が事業主体になるという感じですね。

それで、埼玉県のBOOの意味ですが、これは選定事業者が会社を建ててBOO、独立採算型の事業を行うわけです。そうすると、県という意味、つまり、表の顔として県が出るという理解でしょうか。その辺がいろいろあるのでお伺いできれば。

環境省 まず、廃棄物処理法上の処理主体といいますが、責任主体ですが、一般廃棄物は先生ご指摘のとおり、市町村が処理責任を持っております。それから、産業廃棄物は排出者の責任でございます。

したがって、事業主体はあくまでも一部事務組合であったり、市町村であったりということでございます。

それから、事業を進めていく上でのいろいろな条件整備を官と民で分担しながらやっていくということでありまして、例えば、用地使用条件の整備については市町村の方で用地を用意する、立地にあたっては事業者が環境アセスメントや地域への影響の調査などを行うなど、そういうこともあるというように聞いております。

I委員 市町村ですね。

環境省 民間がアセスメントを行うという例です。これは、今、倉敷の例で申し上げているのですが、環境アセスメントについては県の条例に基づいて、民間事業者が行っているということでございます。

それから、産業廃棄物の事例のケースでございますが、県がPFI方式を採用して、民間事業者に事業を行っていただくケースです。

I委員 その場合、廃棄物処理法上の事業者は県ですか。

A委員 確認ですが、PFI法の第2条第3項で公共施設等の管理者等が定義づけられておりますが、例えば一般廃棄物の場合はまさに管理者が自ら事業主体となり、事業

の一部について民間に委ねるといった構造があると思います。

産廃の場合には県あるいは市町村なりが自ら産廃事業を直接行うことがあるのか。そういう意味での管理者に該当するのだろうか。ここを確認したいのですが。

環境省 先ほど申し上げましたが、産業廃棄物処理施設については廃棄物処理法において、公共が関与して広域的に産業廃棄物の処理を行う廃棄物処理センターが位置づけられておりまして、今全国で14か所ございます。これを認定するのは環境大臣です。実は廃棄物処理施設は立地の困難性という問題もありまして、それをブレイクするために広域的な観点から都道府県が関与していく必要があるのではないかということから、非常に例外的ですが、都道府県や保健所設置の市が関与する「廃棄物処理センター」というのが法律が位置づけられているということでございます。

A委員 廃棄物処理センターの場合はPFIのスキームに合致するということになるわけですね。

環境省 先ほど課長から国庫補助のご説明をさせていただいたのですが、公共関与の施設整備ということで、あくまでも都道府県なり保健所設置市が出資をしているものにつきまして、国の方も補助金を出しましょうという整理になっております。そういったことで公共関与の産業廃棄物処理施設に支援しようということで動いております。

I委員 補助金の話は別として、産廃については廃棄物処理センターは公ができることになっているので、事業主体が県若しくは市町村であり選定事業者が存在し、サービス購入型となるはずですが、産廃は処理費用を取るから違うという意味ですね。

ちょっとわからないのは、一般廃棄物も同様ですが廃棄物処理法上の事業主体と施設の整備主体が分かれるわけですね。環境アセスメントは施設の整備をするPFI選定事業者によってもらう。そこで公は出て行ってないという形になるわけですか。

環境省 事業主体である市町村は環境アセスメントなどは行っておりません。

I委員 そこでリスク分担など行って、どこまで公が絡むかということを決めていらっしゃる。そんな感じですか。

G専門委員 正確に覚えていないのですが、平成12年度の補助要綱では、民間事業者の場合と三セクの場合とで補助率を変えておられましたね。いわゆる、イコールフットィングではなかったと記憶しているのですが、これは是正されているのでしょうか。補助率の場合、なぜいわゆる三セクと差異をつけて、イコールフットィングされないんで

しょうか。

環境省 補助率は一緒です。

G 専門委員 それは是正されたわけですか。

環境省 いや、もともと同じです。

A 委員 資料 2 で廃棄物処理施設関係について ( 1 ) 一般廃棄物処理施設 ( 2 ) 産業廃棄物処理施設の 2 つを挙げておられますね。今もお話がありましたように、資本金の 3 分の 1 以上出資しているものに限る、いわゆる三セクになると思います。P F I といいますのは、概念的には、民間事業者が経営責任を自ら負って、つぶれるときは自らの責任でつぶれる、公共はそこには関与しない、こういうことになると思うのですが、公共が経営責任を負ってしまうということは、ちょっと違うのではないかと。

つまり官と民の一種の緊張感の中で経営の合理化が進められる、あるいは、事業の合理化が進められる、そういう観点でございます。例えば宮崎県のシーガイアみたいなケースを見ますと、官の方が責任を負ってしまう。それは P F I とは違う形態だろうと思うのです。それを一緒にされると P F I ではないのではないかと気がするのですが。

環境省 先生ご指摘のとおり、正当 P F I というのがあるとすると、これは P F I もどきでありまして、我々は経験の上で前からこういうことをやっていたというのをご紹介したものでございます。今は、あくまでも P F I 法に基づいて事業を行っているとうご理解いただきたいと思ひます。

B 専門委員 倉敷市のケースで、B O O でジョイントベンチャー型となっておりますが、出資はどの程度なされているのでしょうか。

あと、経営には関与しないということだと思ひますが、三セクとの最も大きな相違と申ひますが、その辺を少し教えていただければと思ひます。

環境省 細かい数字がなくて恐縮でございます。どの程度の出資になっているのか、今、数字が手元にございませぬ。今ある手元の資料で申し上げますと、S P C は製鉄会社を中心としまして関連水島コンビナート企業 9 社が出資予定をすると聞いております。

B 専門委員 三セクとの大きな違ひは。

環境省 基本的には民間の方に P F I 法に基づいて事業を委ねると申ひますが、実際の運営にあたって、公共の方が一般廃棄物についてはサービス料金を支払い、産業廃棄物については処理料金を支払うという二つの仕組みが合体しているという点で

ユニークな点だと理解しております。

西野部会長 時間もそろそろせまってきておりますので、最後に。

A委員 お願いなのですが、倉敷市のケースでジョイントベンチャー型という言葉を使っておられまして、あと彩の国は独立採算型とありますが、私の記憶では委員会において公的にJV型とか独立採算型という類型を選定事業に用いたことはないと思います。

なぜかと言いますと、日本語の定義としまして、JVといえますのは共同出資でありますとか、あるいは民法上の組合で共同してやるとか、経営責任から何から全部分かちあうなど、言葉の定義があいまいです。

JVというのは多分、受益者負担型の料金徴収と、公共側が負担する、例えばアベイラビリティフィーなどとの併合型の収入構造のことを仰っているのだと思いますが、JVというのは収益費用と共に経営責任まで全部ひっくるめて共同という意味合いであり、大分意味が違うと思います。

独立採算も、ここでおっしゃっているのは収入に関しては100%受益者負担という意味合いだろうと思いますが、独立採算といえますのは、日本語の定義で言えば、収益と費用を民間の市場並みで考えた時に利益が上がるのであれば、独立して経営責任を負うという意味なので、非常に誤解が多い表現です。

ですから、今まで出たことがありませんから、こういう言葉遣いはこれからお気を付けていただいて、そのとおりに書かれればいいのではないかと思います。

環境省 行き届きがございました。今後とも勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

西野部会長 恐縮でございます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

(環境省退席)

西野部会長 お忙しい中、お待たせしまして、大変失礼しております。それでは、防衛庁からの説明をお聞きしたいと思います。10分程度でお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

防衛庁 お疲れのところ、引き続きよろしくお願いいたします。

私は防衛庁官房施設課長の斎藤でございます。よろしく申し上げます。

私の方からは防衛本庁関係のPFIのポイントにつきましてはご説明いたしまして、引き続き防衛施設庁の方から説明させていただきます。

お手元に3枚紙がございます。これに基づきまして、ご説明申し上げます。

防衛庁におきましては、PFIの各種メリットが期待されることから、防衛施設の整備等におけるPFIの活用につきまして、積極的に検討を行いまして取り組んでいくところでございます。

昨年度、私どもがやりました調査のポイントにつきましてご説明申し上げます。

昨年度の予算におきまして、一つは、防衛庁、自衛隊の各種いろいろな機能の施設につきまして、PFIの導入が可能かどうかという定性的な調査をやりました。

もう一つの柱は、財務省の方でも合同宿舎のPFIの事業を行っておりますけれども、防衛庁にも職員専用の宿舎がございまして、その建て替え事業がございまして、それにつきまして具体的に2か所取り上げまして、バリュー・フォー・マネーの推計調査をやらせていただいております。

前者につきましては、先ほど言いましたように定性的な調査でございますので、これから一概にある結論を導き出されるものではないわけではございますが、一番最後の3枚目に別紙ということでめくっていただきますと、PFI事業として効果が期待できる施設ということで、生活関連施設あるいは整備造修、補給、広報、研究開発などいろいろな自衛隊の施設について、民間のノウハウが活用しやすい分野、例えば、技術的な設計等あまり細かい指示を出さなくても主要なニーズを伝えればそれを受けたPFI業者が裁量の範囲内でできるといった事業あるいは研究開発の事業、広報の事業、そういったところで定性的な傾向を見出すことができたと考えております。

1ページに戻っていただきまして、宿舎につきましては立川と朝霞で建て替え事業を予定しておりまして、結論を申し上げますと、いずれも一番厳しいケースを想定いたしましても、現在割引価値に換算した場合、BTO方式でバリュー・フォー・マネーが出るという結論になっております。

あと、庁内の取り組み体制でございますが、なにぶん私どもも初めてのケースなものですから、プロジェクトチームを庁内につくりまして、そこが司令塔役になって業務を流していくというやり方をさせていただいております。PFIの推進チームなるものを

年度当初に立ち上げさせていただいております。

それから、PRの活動につきましては、今年に入りましてから、昨年のPFI法の改正を受けまして、いろいろ活用の範囲も広がったということで、防衛関係のいろいろな企業団体がございますが、そういったところに自衛隊の施設なり調達には慣れているけれどもPFIは知らないという人たちを対象にそれぞれの各種団体を窓口にさせていただいて、PFIのPR活動を行ってきております。

それと、先ほどポイントだけ触れましたが、調査結果の概要を私どものホームページに掲載させていただいていると同時に、5月24日、つい最近でございますが、企業向けの調査結果のブリーフィングをさせていただいているところでございます。

2ページ目でございますが、今後の取り組みということで、14年度におきましては一つは、定性的にPFIになじむかどうか検討した自衛隊の各種施設につきまして、施設の建設あるいは建て替えあるいは運営ということも含めて、今後、事業化を予定している案件の中からPFIになじむだろうと思われるものを選定いたしまして、バリュー・フォー・マネーの推計をやらうと考えております。

それで、バリュー・フォー・マネーが認められるというものにつきましては、さらにその事業化に向けて進めていきたいと考えております。

宿舎につきましては、先ほど立川、朝霞という2か所の宿舎の建て替え予定があると申し上げましたが、そのうちの1か所につきまして実施方針の策定に着手したいと考えています。

現在住んでいる人がいるものですから、2か所同時ではなく、時差を設けて進めていきたいと考えております。

続きまして、防衛施設庁の方からご説明いたします。

防衛施設庁 防衛施設庁施設企画課長の鎌田です。防衛施設庁におけるPFI事業の取組状況という紙がありますので、それを御覧いただきたいと思います。

3つの事業につきまして、PFIの適用についての検討を行っているということでございます。

まず、最初は防衛施設周辺対策事業ということでございまして、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律というのがございまして、この法律に基づきまして、防衛施設庁では自衛隊や米軍が運用する際に生ずる障害の防止あるいはその緩和のために自衛



隊基地や在日米軍基地周辺において地方公共団体が実施する種々の公共施設の整備につきまして補助事業をやっております。

こうした補助事業の一つとして、例えば自治体を実施します公園、公民館、体育館等の整備に対する助成があるわけでございますけれども、当庁としましては、P F I 事業を積極的に推進するという立場から、今年の3月に防衛施設局の局長に対して通達を出しまして、こうした補助事業をP F I 事業として実施することは可能である旨を関係地方公共団体に周知徹底するよう措置したところでございますし、さらに防衛施設局等に対しまして、関係地方公共団体からP F I 事業の要望があった場合には積極的に対処するよう指示するという取り組みを行ったところでございます。

次に2番目の取り組み、提供施設整備事業に関するP F I の検討でございます。日米の間に安保条約を受けました日米地位協定がございまして、これに基づきまして我が国の経費負担で米軍の家族住宅の施設を整備するということを実施しているところでございます。防衛施設庁ではこれら米軍家族住宅の施設につきましても、日米地位協定との整合でありますとか、米軍側のニーズ等を踏まえまして、P F I 事業の適用ができるかどうかということにつきまして、現在、コンサルにも委託しまして、調査検討を行っているというのが2番目でございます。

1枚めくっていただきまして、3枚目をござらんいただきたいと思っております。太陽光発電事業におけるP F I の検討として、防衛施設庁の所掌事務とは若干違ったような話が書いてございますが、若干説明いたしますと、防衛施設庁では特に飛行場周辺で騒音問題があるものですから、周辺にお住まいになられる方々に住宅防音工事を実施しているところでございます。この住宅防音工事の中で、防音サッシに加えまして、騒音問題ということで家を閉め切るものですから、冷房、エアコンの設置助成を行っているということでございます。特に、住宅防音対象区域に居住している生活保護世帯の方につきましては、それに加えて従来からエアコンの稼働の電気料金分を助成しているところでございます。

そういう状況でございますが、平成14年度の構造改革特別要求の中で一種試験的な取り組みでございますが、飛行場周辺に周辺財産としてかなりの遊休地がありますので、そこに太陽光発電システムを設置しまして、それで発生する電力を、電力会社の協力を得て、住宅防音対象区域に生活する生活保護世帯に回すという事業を計画しているところ

るでございます。

ただ、防衛庁としてはこの取り組みは初めての事業でございますし、業務運営や維持管理に関する民間のノウハウも導入できるのではないかとということで、PFI事業の適用の可能性につきまして、コンサルタントに委託しまして、バリュー・フォー・マネーがどのくらい出てくるのかというところを現在検討しているということでございます。

以上、3件でございます。

西野部会長 それでは、ご意見、ご質問をお願いします。閉会は、2時半とっておりますが、多少延びるのはやむを得ないかなという気がいたしますが、よろしくご協力をお願いします。

C 専門委員 先ほどの方々にも申し上げたんですが、バリュー・フォー・マネーをきちんと押さえていただきたい。

というのは、例えば何か月か先の実行を固定レートでやらせる、あるいは、工事の期間が延びた分を民間にとらせるとか、ここのところ過度に民間にリスクを押しつけているのではないかという議論が出てきております。建築関係の方々とお話すると、労力は同じなのにPFIになると事業リスクを負担する割にはもうからない、という話が出てきます。ですから、バリュー・フォー・マネーの算定はきちんとやっていただいて、考え方を明らかにしていただきたい。

それから、内容についてですが、先ほどH専門委員がおっしゃったように、宿舎というのはなかなか付加価値が出にくい施設で、あえてPFIでやる必要があるのかというところもちょっとあるのですが、イギリスでは、ヘリコプターのシミュレーションあるいはパイロットが合格するための教育プログラムなどソフトの部分でもPFIが利用されているようなので、そちらの方もご考慮いただければと思います。

防衛庁 今、ご指摘いただいた点の前者でございますが、宿舎につきましては確かにいわゆる箱物事業でございますから、バリュー・フォー・マネーが本当に出るのかというところがあるかと思います。

今回、推計調査ではございますが、一番厳しいケースを想定して、バリュー・フォー・マネーが出たという整理にはなっておりますが、実施方針を定めた後、もう一度精査したバリュー・フォー・マネーの調査という段階がございますので、ご指摘の点も踏まえて適正に対応したいと思っております。

それと、今イギリスの例を挙げられたと思います。昨年度、イギリスの国防省の例を公開情報ベースではございますが、調査いたしました。今年の1月時点でのデータということで、イギリスの国防省がすべての案件について、その進捗状況を公表いたしておりますけれども、契約済みのものとして39件あって、2,000億円程度の事業規模になっているという例がございました。

確かにイギリスの場合は、教育関係のシミュレータなど、箱物ではないソフト事業が傾向として多くあります。箱物事業はもちろんありますが、設備系のものもあります。私どもはそういったところにPFIのメリットを見出さなければいけないと思っているのですが、現在の私どもの制度の見直しとか、運用の見直しを伴うところもございませぬ。もちろん問題意識はございませぬし、メリットも感じておりますけれども、順次、問題を解決しながら取り組んでいきたいと考えております。

A委員 2点ばかりあります。非常に積極的にお取り組みになろうという姿勢が見られるので、非常によろしいのかと思いますが、イギリスでは弾道ミサイル早期警戒システムなども民間に出しているという話もありまして、いわゆる軍事機密との境界というのは難しいのではないかと。つまり、イギリスではそこまで踏み込んで民間に開放しているということなのだと思いますが、日本においてはその辺をどういうふう考えているのかというのが第1点でございます。

第2点目は、こちらにいただいている資料のPFIの報告書概要版ですが、こちらの3ページに駐屯地施設の共同利用というところがありまして、いろいろな可能性を追及されている。積極的なところは非常によろしいのだと思いますが、一番下にある燃料貯蔵施設の共同利用については単純に民間の収益施設としてとらえて貸し付けるとなると、これは合築ではありませんから、いわゆる構築物になるのでしょうか、国の土地の上で民間の施設をつくるというのは、今の制度上は難しいのではないかと。

そういう意味では、ここで取り上げられているケースでは、必ずしも現行法令上可能なものでないものが入ってきているのかなと思うのでございますが、この辺についてはもちろんご要望があってしかるべきだと思いますが、そういう制度的な障害についてはどのように対処されるのか。そのお考えをお聞きしたいと思います。

防衛庁 二つ質問がございましたうちのまず前者でございますが、いわゆる秘密事項に関わるもののPFIの可能性ということだろうと思います。その点につきましては、

もちろん問題意識はございます。これからの課題だと思っておりますが、ご案内かと思っておりますが、日本の防衛秘密に関わる取り扱いでございますけれども、防衛庁職員なりであれば当然守秘義務を負うわけでございますが、一般の民間企業との契約形態におきましては、今までは契約上の守秘義務を交わすだけだったわけです。したがって、いわゆる刑事罰を伴わない措置しかとれなかったわけでございますけれども、昨年、自衛隊法の改正をさせていただきます、いわゆる防衛秘密に関わるものにつきまして、刑事罰を伴う規定が自衛隊法に盛り込まれました。これは防衛庁の中での研究課題であります。この制度をどう活用し得るかが今後の大きな論点の1つだろうと思っております。

それと、燃料タンクの件については、まだ勉強不足でございます、アイデアとしてここに書いた例は、一つの燃料タンクの中に自衛隊で使う燃料と業者が保管する燃料を一緒に入れるということが理論的に考えられないかということでございます。自衛隊の燃料というのは例えばジェット燃料は、民間であまり使わないような特殊な燃料、JP4とかJP8とかいろいろな呼び名があるのですが、特殊混合の燃料を保管している例がございます。

そういったケースもあれば、逆に自衛隊の飛行場と民航機が併せて飛行場に乗り入れている飛行場が全国いくつかございますけれども、そういったところで自衛隊の燃料貯蔵施設を民航側の燃料貯蔵施設としても活用できないかというアイデアのレベルでございます。具体的に組みたいという段階ではございません。したがって、ご指摘の点も踏まえまして、またしかるべき調査をさせていただきますながら、可能であれば進めてまいりたいと思っております。

F 専門委員 防衛庁は原価計算課をお持ちで、コストの算定ということにかなり熱心に取り組まれている省庁だと思っておりますが、今回のバリュー・フォー・マネーの算定にあたって、間接費をどのように考えられたのかという点と、先ほどのご質問にも関係するのですが、リスク負担に関連して何か金額換算されたものがあるのかという点をお聞きしたいと思います。

防衛庁 今回のバリュー・フォー・マネーの推計は財務省の例と同じように宿舍のバリュー・フォー・マネーの推計しかやっておりません。したがって、今ご指摘の装備品の調達や役務の調達に関わる原価計算を主に取り組まなければいけないようなバリュー・フォー・マネーはまだやっていないということでございます。したがって、今ご

指摘の点につきましてはコメントすべきものはございません。

西野部会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お忙しいところどうもありがとうございました。時間になりましたので、質疑はこれで打ち切りにさせていただきたいと思います。

次回の部会について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 これまでのヒアリングを受けまして、なおご議論したいという事項もあろうかと思いますが、いずれにしましても次回、本部会として今後の検討課題などをお決めいただいて検討していただきたいと思います。

開催時期についてでございますが、両部会長ともご相談しながら、スケジュールを調整したいと考えております。以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。

F 専門委員 すみません、一つよろしいでしょうか。

ご報告ですが、今、P F Iの会計処理に関して、日本公認会計士協会の中にP F Iに関しての検討委員会が設置されておりまして、私もそこに入りまして、その中で民間に関しては基本的にリースの会計基準が適用になるのかどうかという論点になるのですが、公共側でどういう処理をすべきか、例えば、独立行政法人などは財務諸表をつくっていますので、どういう処理をすべきかという論点についての検討をこれから開始いたしますので、順次ご報告したいと思います。

西野部会長 よろしく願いいたします。

それでは、これでお開きということにいたします。ありがとうございました。

- 了 -